

平成21年(厚)第150号

平成22年5月31日判決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3の②記載の原処分を取り消し、再裁定により増額裁定された老齢厚生年金につき、その支給が遅れた期間分に、年14.6%の割合で遅延損害金(利息)を加算して支給することを求める、ということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 社会保険庁長官は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。)〇〇〇月をその額算定の基礎とし、同〇年〇月〇日をその受給権発生の日とする、厚生年金保険法附則第8条の規定による老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚年金」という。)〇〇〇万〇〇〇〇円(加給年金額を含む。)の裁定をしたが(以下、この裁定処分を「当初処分Ⅰ」という。)、その全額が在職により支給停止とされた。
- 2 前記1の特老厚年金の受給権は、請求人が65歳に到達した平成〇年〇月〇日をもって消滅したところ、社会保険庁長官は、同年〇月〇日付で、請求人に対し、厚年期間〇〇〇月をその額算定の基礎とし、同年〇月〇日をその受給権発生の日とする、老齢厚生年金〇〇〇万〇〇〇〇円(加給年金額を含む。)の裁定をしたが(以下、この裁定処分を「当初処分Ⅱ」という。)、加給年金額〇〇万円は支給停止とされた。
- 3 請求人に昭和〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの厚年期間〇〇月があることが、新たに判明したので、社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、前記当初処分Ⅰ及びⅡを取り消し、請求人に対

し、以下の再裁定処分をした。

- ① 厚年期間〇〇〇月をその額算定の基礎とし、平成〇年〇月〇日をその受給権発生の日とする、特老厚年金〇〇〇万〇〇〇〇円(加給年金額を含む。)を支給するとする再裁定処分(ただし、その全額が在職により支給停止)
- ② 厚年期間〇〇〇月をその額算定の基礎とし、平成〇年〇月〇日をその受給権発生の日とする、老齢厚生年金〇〇〇万〇〇〇〇円(加給年金額を含む。)を支給するとする再裁定処分(以下、この再裁定処分を「原処分」という。)(ただし、加給年金額〇〇万円は支給停止とされ、平成〇年〇月以前に係る当初処分Ⅱとの差額の支給は、消滅時効により不支給)

4 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

5 なお、前記3の②の消滅時効による不支給分については、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の規定により、〇〇万〇〇〇〇円を支給する旨の処分がなされた。

第3 当審査会の判断

1 請求人は、以下のように申し立てている(審査請求書及び再審査請求書の記載)。

「略」

2 厚生年金保険の保険者が年金の裁定を誤った場合、原処分が行われた当時においては、遅延利息を付すべきであるとの実定法上の規定は存在しなかったが、一方、遅延利息を支払うことを禁ずるといふ、民法の規定(民法第419条)を排除する規定も、また、存在しなかった。このことにより、前記1で請求人が申し立てるように、債務不履行に関する法の一般原則とでもいふべき民法の適用を排除する明確な立法者の意思は示されていないのであるから、解釈によって遅延利

息を付す余地があるとする見解があり得ることになる。しかし、この点について、保険者は、従来から、その受給要件を満たせば、抽象的な保険給付請求権はその時点で生じるが、裁定によって初めてそれが具体化するという法律構成を採っているので、裁定以後でなければ遅延利息請求権は発生しない、すなわち、それがたとえ誤った裁定であっても、それが取り消され、正しい裁定がなされる前は、そもそも、本来支払われるべきものであっても、その履行遅滞はないので、民法の適用は始めから問題にならない旨主張している（審理期日における保険者の代理人の陳述）。そして、この保険者の主張は、数次の裁判例でも採用されていることは、保険者の代理人の陳述のとおりである（たとえば、船員保険法につき、神戸地裁・平成9年4月28日判決（平成8年（行ウ）第14号・遅延損害金請求事件）がある。）。

3 前記のような考え方に対しては、裁定はもともと客観的に存在する保険給付請求権を確認するものであり、裁定があるまでは具体的な保険給付請求権を裁判等で行使することを認めないとするための法律構成であって、一旦裁定され、具体的な保険給付請求権が生じた場合に遡及して履行遅滞を認めることも可能であるとか、政府と被保険者の間には対等であるべきはずなのにそう取り扱っていないのは問題であるとか、それは保険者が無謬であるとの現実離れた前提に立つものであるといった、有力な批判がなされてきたことは、疑いのないところである。そうであるから、立法者は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成22年4月30日施行）を新たに制定して、再裁定が行われた場合等に過去に支払うべきであった保険給付等に、遅延利息ではないが特別加算金を付すことによって、上記批判に立法的に応えた、と言える。

4 以上のことからすると、原処分時にお

いては、請求人が申し立てるように当時の厚生年金保険法等の解釈により遅延利息を付すということは法的に不可能であったというべきであり、原処分は妥当であり、これを取り消すことはできない。以上の理由によって、主文のとおり裁決する。